別紙２

計算書類に対する注記（ちゃやまえん拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物、器具及備品、権利（水道加入権）

定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更
該当なし

3. 採用する退職給付制度
該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
当拠点区分において、作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

(1) 保育所茶山拠点計算書類等（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）、拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

「ちゃやまえん」

5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位:円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	59,414,710	13,584,270	45,830,440
器具及び備品	434,653	434,651	2
小計	59,849,363	14,018,921	45,830,442
合計	59,849,363	14,018,921	45,830,442

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし